平成２４年（フ）第７２号
沖縄県那覇市字天久1188番地１ニューライフ天久402
破産者　高野　康子
１　決定年月日　平成24年８月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３２７号
北海道上川郡当麻町５条西４丁目６番35号
破産者　加藤　征子
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第３９号
石川県加賀市片山津温泉ア２番地１、開始決定時の住所石川県加賀市潮津町チの91番地の１
破産者　阿部　敬子
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第７２号
静岡県富士市中島378番地の10
破産者　加藤　和彦
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７８号
静岡県富士市大淵3913番地の77
破産者　宮崎　　隆
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２４号
群馬県前橋市端気町69番地１　ヴィラ・ポレールＣ―101号、申立時の住所福岡県八女市宅間田321番地８　ＯＲＡＮＧＥ　ＨＯＵＳＥ宅間田102号
破産者　荒尾　良孝
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１５９号
宮崎県都城市太郎坊町1851番地４
破産者　新宮　　泰
１　決定年月日　平成24年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１４５号
福井県坂井市丸岡町里丸岡３丁目７番地
破産者　児島ふみ子
１　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
２　一般調査期日　平成24年９月11日午後１時45分
平成24年８月９日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
沖縄県那覇市泉崎２丁目１番地の４
破産者　有限会社デジタルドリームスタジオ
１　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
２　一般調査期日　平成24年９月27日午前10時
平成24年８月９日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５２１号
大阪市平野区長吉六反４－３－３－308、住民票上の住所大阪府八尾市老原２丁目26番地の３
破産者　菱井　洋詞
１　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
２　一般調査期日　平成24年10月11日午後３時30分
平成24年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８１号
大阪府吹田市豊津町43番22号
破産者　新島　和子
１　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
２　一般調査期日　平成24年10月25日午後４時
平成24年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第８１０４号
大阪市東淀川区菅原２丁目12番18号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県尼崎市大庄北１丁目13番21号
破産者　株式会社ダイショウコーポレーション
１　期日　平成24年９月27日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１３６号
宮崎県都城市高城町桜木228番地８
破産者　野崎ファーム株式会社
異議申述期間　平成24年10月９日まで
平成24年８月９日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５８１３号
千葉県八街市東吉田558－６、住民票上の住所東京都江戸川区東葛西１丁目１―14　ＲＥＬＡＸ　ＣＯＦＦＥＥ　ＦＡＣＴＯＲＹ４Ｆ
破産者　菊地　　洋
免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
平成24年８月７日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０４１号
東京都港区三田１丁目４番28号
清算株式会社　北陸部品株式会社
代表清算人　金田　吉且
１　決定年月日　平成24年８月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０４２号
東京都港区三田１丁目４番28号
清算株式会社　北越電装株式会社
代表清算人　濵井　明敏
１　決定年月日　平成24年８月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０９３号
東京都品川区東品川４丁目10番27号　住友不動産品川ビル３階
清算株式会社　ネクスネット株式会社
１　決定年月日　平成24年８月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第３００３号
大阪府茨木市中河原町11番31号
清算株式会社　株式会社辰見材木店
１　決定年月日　平成24年８月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部